

○山形県司法書士会会費減免規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県司法書士会（以下「**本会**」という。）会則第25条第3項の規定に基づき、会費の延納、減額又は免除（以下「**減免等**」という。）の要件及び期間を定める。

(減免等の要件)

第2条 本会は、会員から以下各号の事由に該当する旨の申し出があった場合、理事会の承認により会費の延納、減額又は免除を決定するものとする。

- (1) 司法書士会員の疾病又は傷害
- (2) 司法書士会員の被災
- (3) 司法書士会員の出産
- (4) 司法書士会員の育児
- (5) 法人会員の事務所等の被災

(減免等の期間)

第3条 前条第1号、第2号及び第5号の事由により延納する会費は6か月分を超えることができず、その延納期間は9か月を超えることができない。ただし、申出により更新することができる。

2 前条第1号、第2号及び第5号の事由により減額する会費は12か月分を超えることができず、その減額期間は24か月を超えることができない。ただし、申出により更新することができる。

3 前条第1号、第2号及び第5号の事由により免除する期間は12か月を超えることができない。ただし、申出により更新することができる。

4 前条第3号の事由により免除する会費は、出産予定日又は出産日（流産又は死産のときは、その日）の属する月の前月から翌々月までの4か月間とする。ただし、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日（流産又は死産のときは、その日）の属する月の前々月から3か月後までの6か月間とする。

5 前条第4号の事由により免除する会費は、育児をする子の出生日の属する月から当該子が2歳に達する日の属する月までの間における任意の連続する6か月以内の期間（多胎妊娠により2人以上の子が出生した場合にあっては9か月以内の期間）とする。

(規則の改廃)

第4条 この規則の改廃は、総会の決議による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年5月27日（総会承認の日）から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則の改正は、平成29年5月20日（総会承認の日）から効力を生ずる。